

(骨子案)

## 第6章 政策決定過程におけるこども・若者の意見反映のあり方

### I こども・若者の意見表明と施策への反映

- 令和5年4月に施行される「こども基本法」において以下の規定。こどもや若者の声を聴き、年齢や発達程度に応じ、その最善の利益を優先して考慮して、国や地方公共団体の政策に反映することは、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現のための基本。
  - 「全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」
  - こども施策の基本理念：「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」
  - 「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」。
    - ◇ 「こども施策」（こどもの健やかな成長や結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策はもちろん、教育施策、雇用施策、医療施策なども含まれる。）について、施策の対象となるこどもや若者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを、国と地方公共団体に義務付け。
- 「児童の権利に関する条約」（1994年に批准）では児童（18歳未満の者）の意見表明権を規定（第12条）。
- こどもや若者は、保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく主体、いわば権利の主体である。「将来を担う」というだけの存在ではない、「いまを生きる市民」として捉える。
- 「こどもまんなか」とは、政策の対象としてこどもや若者を真ん中に据えるだけでなく、政策決定プロセス自体をこどもや若者の意見を聴いてこどもや若者中心に変えていくこと。こどもや若者の意見を聴き、それを政策に反映することは、

- ① こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性あるものになる。
  - ② こども・若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自分たちの声によって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験を通じて、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。
- こどもや若者は、周囲から支えられながら、自身に影響を与えるすべてのこども施策に関して自由に意見を表明することができる。しかし、これまでの社会は十分にこどもや若者の意見を尊重してきたとは言い難いことから、大人社会の意識を変える必要があることを認識する。
  - 脆弱な立場のこどもや若者を含め、「誰一人取り残さない」との理念を今一度確認すべき。一方、そもそもあらゆるこどもや若者にとっての意見表明の機会や場が不十分。
  - こどもや若者は、意見を求められてすぐに表明できる者ばかりではない。また、「意見」には非言語も含まれる。「意見を言える機会、意見を聴いてもらえる機会」以前に、「意見や気持ちを言っていていい、表現していい」という啓発や雰囲気づくりが必要。意見を表明することができる機会の確保と周知、意見を形成する過程のサポート（意見形成支援）、意見を表明して取組に影響を与えるといった成功体験を積み重ねるなど、大人や社会がその重要性を認識しつつサポート。
  - こどもや若者が、意見を表明する権利について知る機会を創出する。こどもや若者は、年齢に応じた方法で権利について学ぶことができ、必要に応じて周囲の大人に支えられながら、社会に参画することができる。
  - 政策に反映するためだけに意見を聴取するのではなく、家庭や学校、地域においてこどもが日常的に意見を言い合える機会や、大人から一人の人として尊重され、意見を聴いてもらえる機会を幼児の頃から学齢期・思春期に至るまで持つことができるよう、こどもが自由に意見を表明しやすい環境と文化の醸成に社会全体で取り組む。
  - 発言により意見を表明するような参画だけでなく、例えば周囲の発言を聴きながらうなずきや表情で気持ちを表明する、明確な役割を持たないなどのような参加・参画の在り方も尊重される。
  - こどもや若者の意見は正当に考慮される。政策への反映については、当該政策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性、予算・人員の制約等も考慮しつつ、こどもや若者の最善の利益を実現する観点から、判断。

- 政策への反映の検討の過程や結果を適切なタイミング・方法で、こどもや若者にフィードバックすることが不可欠。意見を聴き、反映し、結果をフィードバックするというサイクルを構築すること、また、そうしたサイクルが社会に向けて広く発信されることは、こども基本法が掲げる社会の実現に資する。

## Ⅱ 政策決定における意見聴取と意見反映の在り方

### (1) 意見聴取

#### 1) こどもや若者の参画機会の確保

##### <考え方>

- 多様な機会・方法
  - 積極的に意見を言える・言いたいこどもや若者だけでなく、積極的に意見を言わない・関心が薄いこどもや若者、脆弱な立場に置かれたこどもも含めた様々な状況にあるこどもや若者が参画できる機会を確保することで、多様なこどもや若者の声を聴くよう努める。
  - 様々な参画方法を組み合わせるとともに、多様な手段やルートでこどもや若者に周知。参画機会の平等、参加者選定の公平性の確保について意識する。
  - 多様なこども・若者の声を聴くためには、児童館や放課後児童クラブなどを抽出し、その場に出向いて意見を聴くなどの取組も考えられる。
- 属性等のバランス
  - 年齢や性別、居住地域、社会的背景、置かれている状況等を考慮し、必要に応じてバランスをとる。
  - こどもや若者の意見やニーズは多様である。特定少数のこども・若者の意見を聴くことでこども・若者全体の意見を聴いたことにしない。
  - 「こども」が指す年齢は幅広い。こどもが意見を表明しやすくするために、年齢や発達段階に応じて参加の場を設定する。このとき、一律に年齢で区切るのではなく、本人の特性などにも配慮する。
  - 一方で、様々な年代のこども若者が話し合うことで、意見の多様性が生まれたり議論が深まる効果もある。

- いずれの場合でも、グループ間や子ども・若者間で意見の共有や交流ができる場はあって良い。
- 当事者の声を聴く
  - 特定の属性が特に当事者性を持つ領域の政策については、その属性の子ども・若者の参画の機会を確保。

#### <具体的な取組事例>

- 公募
  - 公平性を重視しつつ、年齢や性別、居住地域等のバランスを必要に応じて考慮。
  - ホームページや広報誌への掲載、SNSによる発信のほか、学校、児童館や青少年センター、児童養護施設など子どもや若者の生活の場や活動の場を通じた幅広い周知により、参加者の多様性や公平性を全体として確保。
- 教育委員会や学校との連携
  - 学校からの推薦
  - 出前授業の機会の活用やGIGAスクール構想との連携。
- 地域の子どもや若者が主体となって活動する会議等との連携
  - 地域の子どもや若者が主体となって活動する会議等（いわゆるユースカウンスル等）を通じて、当該団体に属する子どもや若者が中心となって、地域の他の子どもや若者の声を集約。
- 地域の子ども・若者から代表を選挙で選定
- 児童館や青少年センター、児童養護施設など、子どもや若者の活動の場や生活の場における意見交換
  - 積極的に意見を言わない・関心が薄い子どもや若者、脆弱な立場に置かれた子どもをはじめ様々な状況にある子どもや若者の参画機会。

#### <子ども・若者からの意見>

- このような取組の認知を広げるために、年齢層別に発信方法を変えるべき。（公募・対面/高校生世代・18～19歳）
- 参加したくなるメリットがあったら、今関心のない人にも届くかも。SNSで攻める！（公募・オンライン/18～19歳）
- 若者のインフルエンサーに宣伝してもらうのもいいかも！（公募・チャット/中学生）

- このアンケート自体をもっと宣伝し、多数の人の意見を聞くべきだと思います。(学校で授業として回答するなど)(アンケート/中学生)
- 伝えたところで、ほとんど反映されないが、言う場がないとそもそも全く知られないし、見向きもされないとおもう。(アンケート/小学生)
- このアンケートの存在をもっと多くの若年層に知ってもらえるようにした方がいいと思う。意見や普段思っていることがある人は多いと思う。(アンケート/高校生)
- このアンケートは、もっと広告を出すべきかと思います。私は知人から伺いましたが、周りには知らない方が多いようです。テレビやSNSの広告で出てきたら少しでも多くの人目に留まるのではないかと思います。(アンケート/26~29歳)
- 若者や学生が自発的に内閣官房のサイトやSNSアカウント等にアクセスすることは少ないため、いわゆる意識の高い意見が集まってしまうのではと感じた。平等な意見を集めるために調査の広報に工夫が必要ではないか。(アンケート/26~29歳)
- 余裕がなくて来られない本当に困っている人の声も来てほしい。(公募・対面/小学生・中学生)
- こども家庭庁がこどもの意見を聴くには、知名度、信頼、やりやすさ(伝えやすさ)が必要。(不登校のこども)
- 学校の先生から案内すれば多くの人に届くが、自分たちのような学校に行っていない人には届かないというのは良くない。(不登校のこども)
- そもそも、どう国や自治体に伝えていいのか分からない。伝えやすい仕組みをつくり周知を図ればいいのでは。(ユース政策モニター)
- 社会のルールではなく、自分たちのルールを自分たちで考えたい。(不登校のこども)

## 2) 聴く側の姿勢、体制、環境の在り方

### <考え方>

- 聴く側の姿勢：こども・若者を個人として尊重

- こどもや若者が、保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく主体であることを認識し、個人として尊重。（「こども基本法」や「児童の権利に関する条約」の理解）
- 大人の都合の良い時だけ都合の良い意見を聴くという姿勢ではなく、こどもや若者が意見を表明する主体。
- 行政職員をはじめとする大人は、自己の権力性（パワーバランス）を自覚し、こどもや若者を見下すことなく、こどもや若者はその経験を通じて専門家なのだという観点で、対等な目線で一緒に考える。
- 聴く側の体制：行政と民間団体・専門家との連携
  - こどもや若者の社会参画に取り組むNPO等の民間団体や大学と連携したり、そうした団体等へ取組を委託して、体制を確保。
  - その場合でも、行政職員が意見聴取の場において、耳を傾ける。
  - 意見聴取の際のこどもの最善の利益の保護  
意見を聴かれることによって、こどもは過去の否定的な体験の想起やフラッシュバックに至ることもある。意見を聴く側は、この可能性を十分に認識し、意見を聴かれるこどもの最善の利益を尊重しながら意見聴取に臨む必要があり、必要以上の聴取やトラウマを与えるようなことは避けるべき。
- 聴く環境：こども・若者にとって安全で安心、十分な事前準備
  - こども・若者同士の相互尊重が、安心・安全に意見を表明できる雰囲気醸成や意見の深まり、視野の広がりにつながる。
  - 意見を言いやすい・意見を聴いてもらえる安心・安全な環境づくり（ファシリテーターや、こどもと近い目線・価値観で対応することができるサポーター（ナナメの関係性）、意見を表明しにくいこどもや若者の意見を聴き取り的確に代弁する者の確保等）。
  - 大人はこどもや若者の思いに寄り添い、伴走。必要以上に介入しない、口を出さない。
  - 施策に反映するという観点から適切なタイミングで実施。反映のための時間がないなど意見を聴いたというアリバイ作りであってはならない。

#### <具体的な取組事例>

- 聴く側の姿勢に関する取組

- 行政職員や民間団体職員等、こどもの意見を聴く職務に従事する大人に対する「こども基本法」や「児童の権利に関する条約」の周知啓発、研修。
  - 職員の行動規範の作成・周知。
- 聴く側の体制に関する取組
    - 専門的知識を有する児童厚生員や児童指導員、放課後児童支援員等のスタッフの活用と拡充。
    - こどもや若者の社会参画に取り組むNPO等の民間団体や大学と連携したファシリテーターやサポーターの確保、養成。
    - 児童館や青少年センター、児童養護施設など、こどもや若者の生活の場や活動の場のスタッフやボランティア、OB・OGの活用。
    - 専門的知識を有するNPO等の民間団体に対する委託。
  - 安心・安全な環境づくりや事前準備に関する取組
    - こどもにとって安心できる環境づくり（匿名や非対面、生活の場や活動の場での意見聴取、大人の数やラフな服装、グループの作り方、わかりやすい情報提供、意見交換の際の約束事の設定等の工夫）
    - こどもや若者の年齢、発達に応じたわかりやすく十分な情報を事前に提供。
    - グループワークなどの際には、アイスブレイクのための時間を十分に確保。
    - 一度きりのイベントという扱いではなく、政策を効果的なものにしていくための継続的・定期的な活動に。

#### <こども・若者からの意見>

- 聴く側の姿勢について
  - 国の組織に「話してもいいんだよ」と言ってくれる人がいてほしい。（公募・対面/高校生世代・18～19歳）
  - 忙しそうにしていると話しにくいので、相手が時間的、心理的ゆとりを持っていることが大事。（公募・対面/20代後半）
  - 「何でもいいよ」、「大丈夫」という声かけで安心感を与えてほしい。（対面/高校生世代・18～19歳）

- 伝えたいと思うがそれによって不都合が生まれたり、相談したとしても適当に聞き流されて終わりなのではないかと思ってしまう。  
(アンケート/26歳~29歳)
- 誰に開示されるのかプライバシーポリシーで分かりやすく説明する仕組みが必要。(公募・対面/18歳~19歳)
- 文化にするまで染み込ませないと、意見を言うことが身につかないよなあと思います。(公募・チャット/20代後半)
- 聴く側の体制について
  - 信頼しているお父さん、お母さんにも言えないことがあるので、親に相談できないことを電話した時に親に伝わらないこと。(公募・対面/小学生)
  - 評価する人に対しては言いにくい。先生や上司など、自分がどんな風に見られているのか気にする相手には発言を選んでしまう。(公募・オンライン/20代)
  - 一つの部屋に、複数のグループがあるため、周りの音が少し気になりました。感覚過敏の人がいたら、少ししんどいかなと思いました。(公募・対面/20代前半)
- 聴かれる環境について
  - 意見を聞いてくれる機会があると、伝えたいという気になる。ないと自分の意見を考えずらしなないかも…(チャット/大学生)
  - 少数意見も聴いてくれると伝えやすい。(不登校のこども)
  - リアクションがないと、「どうせ言ってもな」と感じてしまう。  
(内閣府ユース政策モニター)
  - 本当に言って大丈夫かの不安があるから、サポートしてくれる人がいること。(内閣府ユース政策モニター)
  - 意見を言っているのかなと思うこともあったけど、他の子も同じように感じていると知れて心強く思えた。これからも意見を伝えていきたいと思う。(チャット/中学生)
  - 同世代の人たち、少人数で話すことで言いやすかった。私自身社会的養護の中で育っていることもあり、話が受け入れられるかが不安だったが受け入れられた事がよかった。当事者同士だともっと話しやすいと思った。(対面/専門学校生)
  - センシティブな話題をすとしたら、似た環境、似た境遇で同年代の人と話せるなら言いやすい。(オンライン/高校生・18歳~19歳)

- アドボケイトを増やしてほしい。こどもから意見が来るのを待つのではなく、大人から耳を傾けて欲しい。(公募・対面/18歳～19歳)
- 話したことを取り消せることも大事。(困難を抱える若者)

### 3) 意見聴取の手法

#### <考え方>

- 様々な選択肢を
  - こどもや若者の置かれている状況等は様々であり、様々な選択肢を用意。
  - 個々の施策の目的や内容、意見を聴くこどもや若者の状況や特性、希望に応じて、様々な手法を重層的に組み合わせ、多様な声を聴く機会を確保。

#### <具体的な取組事例>

- 様々な手法を併用し、様々な選択肢を用意。デジタルネイティブ世代のこどもにとって身近で有用な手段であるデジタルツールを有効に活用。例えば、以下のような取組を組み合わせることが考えられる。
  - 対面（リアル・オンライン）での意見交換、SNSを活用したチャット形式の意見交換。それぞれについて、グループでの意見交換ほか、必要に応じ、個別ヒアリングも。
    - ◇ 人数規模、回数、期間など、多様な在り方、組み合わせ。
    - ◇ SNSについては、フィルタリングが推奨されるものや、こどもの健やかな育成に関する課題についても様々な指摘があり、インターネットの安全安心な利用の観点から、使用するアプリ等の慎重な検討や、こども・若者本人に対するITリテラシーの教育強化や保護者への丁寧な説明。また、IT機器やインターネットを使用できる環境にないこども、活用が不得手なこどもへの配慮も必要。
  - インターネットによるWebアンケート。児童館や青少年センター等を通じたアンケート。
  - こども・若者を対象としたパブリックコメント。
  - 審議会・懇談会等へのこどもや若者の参画。

- ◇ 例えば、審議会等において、委員への若者の登用や、下部組織としてこども・若者からなる会議体の開催。行政トップの諮問機関としてこども・若者からなる会議体を開催。
- ◇ 審議会のように大人の人数が多い話し合いの場では、こどもや若者が話しやすい場を確保できるよう、必要な配慮も求められる。
- 児童館や青少年センター、児童養護施設など、こどもや若者の活動の場や生活の場に出向いた意見交換。
- 大人が聴きたいテーマについてだけ聴くのではなく、こどもや若者がいつでも意見を言えるような仕組み・場をつくったり、テーマ選定からこどもや若者が主体的に参画できるように。
  - ただし、自由に発言する場を作るだけでは、意見や提案ではなく、そのこどもの身近な個人的な事例を述べるだけになる可能性も。大人側が、政策との相互作用を意識しながら、場づくりやその場の進行を工夫する必要がある。
- 本調査研究では実証的なモデル事業として、対面（リアル・オンライン）、LINE オープンチャット、児童養護施設やフリースクール等に出向いての意見交換、Web アンケートを実施。その考察については第5章を参照。
- 出された意見を大人の都合の良いように解釈しないための配慮や工夫。

#### <こども・若者からの意見>

- 限定的な手法だとリーチできる人に限りがあるため、様々な手法で意見を言えることが大事。（公募・対面/18歳～19歳）
- 万人に分かりやすい通じやすいツールでないと。（内閣府ユース政策モニター）
- 大人が聴きたいこととこどもが話したいことは違う。（不登校のこども）
- ネットでの24時間受付フォームは今の時代かなり普及しているはずなのに、なかなか国や自治体では取り入れられてない印象。（公募・チャット/20代後半）
- 若者がいつでも自由に意見できるチャット的な窓口を開いておいたらいつでも自由に書き込みできるかも？（公募・チャット/中学生）
- 行政のLINEとかTwitterがあって、いつでも、誰でも参加できる仕組みがあればいいと思います！（公募・チャット/中学生）

- 身近な議員さんなどが、学校にきて私達と関わる機会があると、日常的に、声を届けられるとおもう。(アンケート/小学生)
- 今回のように、行政の人にこどもから直接伝える機会があると良い。行政が積極的に話を聴きに行くのが良い。(内閣府ユース政策モニター)
- アンケートは運営しやすいが、意見を言いたい人だけの声になる。(公募・オンライン/高校生)
- 日常の中での声を聴いてほしい。特別な場(面談、カウンセリング)は周りの目が気になる。(困難を抱える若者)
- 初対面の人、第三者の方がフラットに聴いてくれると思う。自分たちの意見を聴いて、児童養護施設のことを知ってくれる大人が増えると良い。(児童養護施設で生活するこども)

#### 4) 一定の配慮が必要なこどもや若者から意見を聴く工夫

##### <考え方>

- 声をあげにくいこどもや若者の存在を認識
  - 声をあげにくい状況にあり一定の配慮が必要なこどもや若者がいることを理解し、そうしたこどもや若者に届く様々な手段を活用。→例えば、いじめ被害、不登校、孤独・孤立、社会的養護、被虐待経験、障害、医療的ケア児、非行、病氣療養(精神疾患を含む)、LGBT、貧困、不安定な住居、ヤングケアラー等  
※これらの属性はあくまで一例であり、こどもが声をあげにくい状況や理由、背景要因は様々である。
- 特性に合わせた配慮と尊重
  - 年齢で一律に区切るのではなく、発達段階を基準に、また、本人の特性に合わせた配慮と対応。
  - 様々な家族観や価値観があることを理解、自己覚知を意識し、先入観を持たないように留意する。
  - こどもを特別扱いせず、一人の人間として尊重し、対等な意見として扱う。
- 幼いこどもも意見表明の主体
  - 幼児など低年齢のこどももそれぞれに思いや考えを持つ意見表明の主体である。言語能力が発達途上のこどもは意見を持たないのではなく、意見を表明することが困難なだけであり、意見を表明しやす

い環境の整備やこどもの特性・状況に応じた支援により、しっかりと自分の意見を表明できる存在になる。

- 乳児も権利をもつ一人のこどもとして尊重される存在であり、言葉によらずとも、泣き声や表情、態度等により気持ちを表現している。言語化されていない声や気持ちも認識、尊重されるべきであり、気持ちを受け止められ、応答される体験の積み重ねは、意見の形成にもつながっていく。

#### <具体的な取組事例>

- 支援に携わる者や施設職員等の専門的知識のある者に仲介やファシリテートを依頼するほか、本人の事情について理解のある当事者・経験者を聴き手に。
- 本人以外が意見を代弁する場合、本人の特性を理解した者が、支援者なども含めた様々な関係者と連携し、多様な観点を総合して、本人の意見を検討。
- 聴き手に対する、トラウマについての対応やアサーション（相手も自分も大切にす適切な自己表現のためのコミュニケーションスキル）についての研修。
- こどもや若者の状況・希望に応じ、職員や他の人に会話を聴かれることがない環境を用意。
- オンライン、Webアンケート、SNSなどにより、より手軽に、より匿名性を高める。
- デジタルの活用が有用な場合、本人の能力を最大限に使えるツールを活用。
- HP等における公募等だけではなく、生活の場や活動の場を通じた周知、支援を担うNPO等の民間団体等による紹介など、多様なチャネルを活用。
- 通信機器の使用に制約がある場合もあり、こどもや若者の生活の場や活動の場に出向いて意見を聴くことも。
- 幼児の場合、保育士等による適切なサポートのもと、言葉による意見表明のほか、絵を描く、写真を撮る、人形などに投影して意見を伝えてもらうといった方法や、観察を通じた把握を活用も有用。大人が幼児の意見を代弁する場合、幼児教育・保育施設の代表者だけでなく、幼児教育・保育に直接携わる者・保護者の意見を聴く機会を持つ。
- 本調査研究では、児童養護施設、フリースクール、困難を抱える若者向けのシェアハウス、児童館に出向いてこどもや若者から意見を聴く

とともに、障害のあるこども・若者や医療的ケア児、幼児については、有識者からのヒアリング等を実施。その考察は第5章を参照。

#### <こども・若者からの意見>

- 余裕がなくて来られない本当に困っている人の声も来てほしい。(公募・対面/小学生・中学生)
- なかなか意見を言えない人のために、意見箱など文字で書いて出せるようにする。(公募・オンライン/小学生・中学生)
- 個人的にはヤングケアラーの子や医療的ケアを必要とする子の意見表明など、まだまだ考えなければならぬなと思いました。(公募・チャット/高校生・18歳～19歳)
- 言語化が難しい方も意見を伝えられるような仕組み(曲、絵?)があればいいと思う。(公募・オンライン/20代後半)
- 意見を言いにくい人は普段からなんでも言える人を間にはさむと何でも言える環境になる。(公募・対面/20代)
- 普段接する中で自然に吸い上げる仕組みが必要。(公募・対面/20代)
- 親の影響が強い年少のこどもたちは、声をあげにくい。声を聴く方法が必要。(不登校のこども)
- 小学生など小さい子たちが話す上では、中高生が同席するなどの配慮が必要では。(児童養護施設で生活するこども)
- 施設のこどもだけでなく、家にいる子でも声をあげられない子はいらると思う。(児童養護施設で生活するこども)
- 自分の家が普通と思っていた。自分が悪くて大人が正しいと思っていたから、相談するという認識にならなかった。(困難を抱える若者)

## (2) 政策への反映

#### <考え方>

- こども基本法の基本理念と国・自治体への義務規定
  - こども基本法第11条では、全てのこどもについて意見表明の機会が確保され、表明した意見が尊重されることを基本理念としており、国や地方公共団体に対し、「こども施策」を策定等するに当たり、こどもや若者の意見の反映のための必要な措置を講ずることを義務付けている。この「こども施策」とは、こどもや子育てに関係する幅広い施策が含まれる。

- ◇ 先進自治体では、例えば、こどもや若者に関わる計画の策定や、こどもや若者、子育て世代が対象となるような施策を計画・実行する際に、こどもや若者の意見を反映する取組。
- こどもや若者の最善の利益を実現する観点から判断
  - 政策の目的等を踏まえ、こどもや若者の年齢や発達の段階、実現可能性や予算・人員の制約なども考慮しつつ、こどもや若者の最善の利益を実現する観点から、政策への反映の是非や内容を判断。
    - ◇ 意見を聞いただけの「参考意見扱い」ではこども・若者が参画したとは言えない。こども・若者の意見を踏まえ、こどもや若者の最善の利益の観点から政策を立案・改善する。
    - ◇ 政策決定プロセスにおいてより反映しやすいタイミングで意見を聴く。
    - ◇ 当該政策の主たる目的等の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもや若者の意見とは異なる結論が導かれることはあり得る。
  - こどもや若者に対して、聴取された意見がそのまま全て反映されるということではなく、様々なことを考慮しながら、こどもや若者の最善の利益を実現する観点から、反映の是非や内容を検討すること、政策の決定や実現には時間がかかる場合があることなどを、あらかじめ、わかりやすく伝えておく。
- こどもや若者の意見を正當に考慮
  - こどもや若者が頑張って意見表明できたかどうかではなく、こどもや若者の声を正當に考慮。
  - こどもや若者の意見を表面的にとらえるのではなく、背景にある根本的な課題も含めて考慮。

#### <具体的な取組事例>

- 行政トップや管理職への提言・意見交換の場を設定したり、審議会や懇談会等の資料として調査審議に活用したりするなど、政策を決める際の重要な情報として扱う。
- こどもや若者からの意見を全庁的に共有し、できる限り反映を促すとともに、その状況をフォローアップ。
- こどもや若者からの提言を実現するための独自予算の確保。
- こどもや若者からの提言を実現するための担当の明確化
- 反映するプロセスをHP等でこどもや若者に分かるように。

- 行政職員に対し、こどもや若者の意見を政策に積極的に反映することに関して意識づけや研修、トップによるコミットメント。これらにより反映を加速化。

#### <こども・若者からの意見>

- 政治は若者の意見が構造上反映されないと分かりきっている。(公募・対面/18歳～19歳)
- 子供からしたら、行政によって変わったと思うことが無いから、何を意見すればいいのかもわからない。(公募・チャット/中学生)
- 国民の意見が反映されていないのに、こどもの意見が反映されるのか？不信感がある。(不登校のこども)
- 若者は若く弱く少ないので、どうしても意見が通りにくく感じます。(公募・チャット/20代後半)
- 伝えたいと思うけど、選挙権がまだないから意見は反映されないし、高齢者の票が多い分、高齢者を優先した政策になってしまうと思う。(アンケート/高校生)
- 子ども世代の意見を聞いて取り入れるところまでを見せてほしいです。(アンケート/小学生)
- 意見を肯定してくれて、実際に政治に影響しているんだと分かれば、自分たちで国を変えることができるんだと思える。そうすれば言おうと思える。(公募・オンライン/高校生)
- 反映まで行かなくても、「ちゃんと受け取ってくれたんだ、決めるまでの過程で参考に使ってくれたんだ」と分かるのは重要だと思います。(公募・チャット/20代後半)
- 反映されていなくても反映されない理由を伝えてくれれば向き合ってくれていると感じる。(公募・対面/18歳～19歳)
- 反映プロセスを明確化してくれると安心感があり、言った後の未来が明るいとを感じる。(公募・対面/高校生世代・18～19歳)
- 決める場にこどもがいないとダメ。30%とまでとは言わないがこどもの人数割合を決めるとよい。(公募・対面/20代)

### (3) こどもや若者の年齢や発達段階に応じた適切なフィードバック、ふりかえり、社会全体への発信

#### <考え方>

- こどもや若者への適切なフィードバック
  - 意見を聴いたままにせず、意見表明したこども・若者に対し、その意見がどのように扱われ、検討され、どのような結果となったか、分かりやすく伝える。実現が難しいことについても、なぜ難しいかを誠実に説明。
  - こども・若者の年齢や状況に応じた適切なフィードバックは、意見表明したこどもにとって学びの機会となり、モチベーションや自己有用感を高めることにつながる。
- ふりかえり
  - 意見表明の場が話しやすかったかや十分に意見を言えたか等について、こどもや若者自身の振り返り。
  - 振り返りを取組の改善に活かすサイクル。
- 社会全体への発信、こどもや若者のエンパワメント
  - こどもや若者からの意見の内容と政策への反映、それらのフィードバックとサイクルそのものを、社会全体に広く発信。
  - 適切なフィードバックは、こどものエンパワメント（自信を得て、持って生まれた力を発揮できるよう支援）や意見形成支援にもつながる。

#### <具体的な取組事例>

- フィードバックの手法やタイミングについては意見聴取の手法によっても様々。
  - 行政トップからのフィードバック、審議会等における検討や資料配布、定期的な状況報告機会の確保、こどもや若者への個別のフィードバックなど
- 意見が政策に反映されたかどうか、反映が難しい場合にはその理由を含め、こどもや若者に分かりやすいように。
- 個々の意見のすべてに逐一の対応を示す必要は必ずしもないが、要約された意見・提案等に対して、検討のプロセスとともに、「意見を反映した」「今後の検討課題とする」などの対応や「ここまでは実現できる可能性がある」といった代替案などを分かりやすく公表。
- ホームページによる公表のほか、SNSなどこども・若者が日常的に触れやすい手法を活用。
- フィードバックの内容を、広く一般にも発信。

#### <こども・若者からの意見>

- フィードバックする場、結果を教えてもらう場が欲しい。(公募・対面/小学生・中学生)
- このアンケートの結果や反映のされ方などを後で教えてください。(アンケート/中学生)
- アンケートを集計した結果が広く発信されるようにしてほしい。(アンケート/19~22歳)
- アンケートをした以上、声を反映できなくても、端的に明確な回答を示してください。(アンケート/23~25歳)
- アンケート結果の公開とどのように反映するかを決める場に子ども・若者がいること。また、その決める場を公開すること。(アンケート/26~29歳)
- 意見の取り扱い(意見の公開、政策への反映可否等)や政策反映までの過程のわかりやすい可視化を希望。国や自治体はそのテーマについてどのように考え、政策としてどう取り組む姿勢であるのかを知る機会を得たい。(アンケート/26~29歳)
- 声を聴いただけで終わらないでほしい。話したことがどうなるかの説明などが大事 (困難を抱える若者)
- 聞かれたことが役に立っている認識が重要 (内閣府ユース政策モニター)

### III こども家庭庁への提案

- こども家庭庁は、同庁設置法において「こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本」とすることを任務とし(設置法第3条)。この任務を達成するため、行政各部の統一を図るための総合調整権限を有する(同第4条第2項)。こども家庭庁自らが庁内各課において子どもや若者の意見の政策への反映に取り組むことはもちろん、こども政策の司令塔として、関係府省における取組を強力的に推進。
- こども基本法の成立により、国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となる子ども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとなる。
- これらにより、こども家庭庁自らが庁内各課において子どもや若者の意見の政策への反映に取り組むことはもちろん、こども政策の司令塔として、

関係府省がつかさどる幅広い施策や地方公共団体が策定するこども政策等においても、こどもの意見反映が取り込まれるよう強力に推進することが求められる。

- 一方で、政府においては、これまで、こどもや若者の意見を政策に反映する取組が十分に検討されてきたとは言えず、新たなチャレンジであり、国・地方公共団体全体としてこどもや若者の意見を政策へ反映させていくためには共通理念が必要である。本報告書はその共通理念を示すもの。
- こどもや若者が政策決定過程に参画する取組は、必ずしも日本が遅れている海外が上手くいっているというものでもなく、諸外国においても、取組を実施しながら、様々な課題にひとつひとつ対応し、試行錯誤しながら改善を重ねている。
- そうした諸外国の取組とも切磋琢磨しながら、できることから着実に進めるとともに、こどもや若者の視点に立って絶えず課題を把握し、ステップバイステップで、取組を企画立案・実施・改善することが求められる。

#### <こども家庭庁において速やかに取り組むべき事項>

こども・若者の意見の政策への反映を推進する上で、優先度が高く、速やかに実施するべき事項

- 「こども・若者意見反映推進事業」（令和5年度政府予算事業）の着実な実施

こども家庭庁が初年度事業として開始する、広くこどもや若者の意見を聴き反映する仕組みの構築等に係る事業では、以下の点を柱として推進することが重要。

- こども家庭庁や各府省の施策におけるこども・若者に関連するテーマに関し、対面、オンライン会議、SNS、アンケートなどの手法を組み合わせながら、こども・若者の意見聴取を実施し、政策に反映。
- こども・若者から関心の高いテーマを募り、主体的に意見交換をする機会の創出。
- こども・若者が安心安全に意見を言うことができる環境づくりのためのファシリテーターの確保。
- 意見の表明や情報へのアクセスに困難のあるこども等、意見聴取において配慮が必要なこども・若者については、その特性に応じて必要な配慮や工夫をし、周囲の協力を得て心理的安全性を確保しながら、適切な方法で意見聴取。

- ファシリテーターを確保し、安心安全な意見聴取の場を創るほか、ファシリテーターの派遣による、こども・若者の意見反映に取り組む地方自治体の支援。

- 「こども・若者意見反映推進のための調査研究」（令和4年度第2次補正予算）の速やかな実施

本調査研究では、時間的・技術的制約から、声をあげにくいこどもからの意見聴取の在り方については限られた範囲のヒアリングに留まっており、必要な配慮や工夫に関してはさらなる調査研究が必要。また、こども・若者の意見聴取、反映には、ファシリテーターの確保や、意見を聴く側の理解の促進や体制整備が不可欠。これらを踏まえ、下記についてさらなる調査研究が実施される。

- 様々な状況に置かれたこども・若者からの意見聴取の在り方
- ファシリテーターの養成・研修方策
- 行政職員の理解と実践を推進するための方策

- こども家庭審議会等へのこども・若者参画の推進

こども・若者から聴取した意見について、こども家庭審議会等において報告するなど具体的な検討の参考材料とするほか、こども家庭審議会の委員等にこども・若者を登用、こども・若者委員割合の「見える化」。その際は、こども・若者が安心・安全な環境で意見を表明できるように配慮すること。具体的には、若者だけが集まって話し合う場を設けたり、意見を表明したことで不利益が生じないようにすること。

- 取組の推進・拡大のための体制強化

- こども・若者の意見の政策への反映を推進するための係・ラインの設置を含む、こども家庭庁の人員体制や組織の強化。
- 地方自治体の取組を支援するための好事例の収集と展開。

- 意見反映の周知啓発、社会的機運の醸成

- 「こども基本法」や「児童の権利に関する条約」の趣旨・内容について、こども・若者向けのわかりやすい情報提供、大人への周知啓発。
- 政府における具体的な検討状況や見通しをこども・若者にも分かりやすいかたちで提示。

## ＜ステップバイステップで検討すべき事項＞

- 「こども大綱」、「自治体こども計画」への反映
  - 「こども基本法」に基づく「こども大綱」において、こどもや若者の意見の政策への反映に関する具体的施策を位置付け。国の「こども大綱」を勘案して策定される「自治体こども計画」におけるこども・若者参画施策の盛り込みを奨励。
- こどもの意見表明や社会参画を促進する仕組みや場づくり
  - 行政が設定したテーマに応えるだけでなく、こどもや若者から声を上げ、提案し、意見を表明することができる、双方向のプラットフォームのような仕組みや場づくり。
  - こどもや若者が自らの権利について学ぶ機会や意見形成支援の充実。
  - 文部科学省との連携による、教育委員会や学校における取組の推進（教育的意義を踏まえた、こどもたちに関わるルール等の制定や見直し等、身近な課題を自分たちで解決する経験の推進）。
  - 乳幼児期からの、保育所、認定こども園、幼稚園等におけるこどもたち同士が話し合う場づくりの普及。
  - ユースカウンスルなどこどもや若者が主体となって活動する会議等への支援。
- 支援者や関係者の養成、連携強化
  - こどもや若者が意見を言いやすい環境づくりのためのファシリテーターやサポーターの養成。
  - 声をあげにくいこども・若者に寄り添い彼らの声を聴く代弁者（アドボケート）等を増やすための支援。
  - こども・若者の社会参画に取り組むNPO等の民間団体、地域においてこどもや若者が主体となって活動している会議等（ユースカウンスル）、こども・若者の意見反映に識見を有する関係者とのネットワーク構築。
  - こどもに関わる職業に従事する大人（教職員、保育士、児童厚生員、放課後児童クラブ支援員、こどもの医療や福祉・心理に関わる専門職、少年司法関係者 など）に対する周知や研修機会の提供。
- 取組拡大のための施策の拡充
  - 地方自治体の取組を支援するための更なる支援方策の検討・実施。

- こどもの意見を聴く取組を委託する際の、取組の質の担保（委託事業者選定基準の策定、複数年度契約を可能とする仕組み等）。
- こどもや若者の意見を集約・分析する体制づくり。
- こども・若者の参画や意見反映のプロセスを評価する仕組みの構築（ユニセフ日本型子どもにやさしいまち事業のチェックリストやセーブ・ザ・チルドレンの「9つの基本的要件」評価チャート等を参考）。
- こどもや若者の意見表明や参画に関する調査研究の充実。

以上